西条市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱

平成 17 年 4 月 25 日 (要)告示第 89 号

改正 平成 20 年 3 月 19 日 (要)告示第 7 号 改正 平成 21 年 3 月 11 日 (要)告示第 3 号 改正 平成 22 年 4 月 5 日 (要)告示第 16 号 改正 平成 23 年 3 月 9 日 (要)告示第 9 号 改正 平成 24 年 4 月 5 日 (要)告示第 16 号 改正 平成 26 年 3 月 10 日 (要)告示第 3 号 改正 平成 26 年 10 月 14 日 (要)告示第 68 号 改正 令和 3 年 3 月 8 日 (要)告示第 13 号

(趣旨)

第1条 この告示は、住民の快適でゆとりのある生活環境の形成及び活力ある地域の 推進を図ることを目的として、地域の自治組織(以下「団体」という。)が行うコ ミュニティの育成に関する施設の整備その他必要な事業に対し予算の範囲内で、市 が西条市コミュニティ施設整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する ことについて、西条市補助金等交付規則(平成16年西条市規則第40号)に定め るもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 集会所新築事業
 - (2) 集会所整備事業
 - (3) 集会所設備整備事業
 - (4) 集落広報設備整備事業

(補助金の額)

- 第3条 補助対象事業に係る補助対象経費、補助率、補助限度額等は、別表のとおり とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の補助率、補助限度額等は、当 該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 公共工事の施行に伴い集会所が移転対象となり、集会所を新築する場合 別表 1 集会所新築事業の項、補助対象経費等の欄中、「一般財団法人自治総合センター(以下「自治総合センター」という。)のコミュニティーセンター助成事業の認定を受けた集会所」とあるのは、「集会所」と、補助率等の欄中、「7/10以内」とあり、「1,500万円」とあるのは、「集会所の移転に伴い市が受領する金額の範囲内」と読み替え、3(3)の規定については適用しない。

- (2) 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に委託している集会所が、災害等により滅失し、集会所を新築する場合 別表1集会所新築事業の項、補助対象経費等の欄中、「一般財団法人自治総合センター(以下「自治総合センター」という。)のコミュニティーセンター助成事業の認定を受けた集会所」とあるのは「集会所」と、補助率等の欄中、「7/10以内」とあり、「1,500万円」とあるのは、「全国市有物件災害共済会から支払われる共済金の範囲内」と読み替え、3(3)の規定については適用しない。
- (3) 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に委託している集会所が、災害等により損害が生じ、集会所を整備する場合 別表2集会所整備事業の項、補助率等の欄中、「1/2以内」とあり、「100万円」とあるのは、「全国市有物件災害共済会から支払われる共済金の範囲内」と読み替え、補助対象経費等の欄中、(1)の規定は適用しない。
- (4) 団体が所有する集会所が公共工事の施行に伴い移転対象となり移転補償金等を受けて、集会所を新築する場合又は火災その他の災害により集会所が滅失し、若しくは損壊したため保険金等を受けて、新築する場合 別表1集会所新築事業の項、補助対象経費等の欄中、「一般財団法人自治総合センター(以下「自治総合センター」という。)のコミュニティーセンター助成事業の認定を受けた集会所」とあるのは、「集会所」と、補助率等の欄中、「補助基準単価に延床面積を乗じて得た額」とあるのは、「補助基準単価に延床面積を乗じて得た額」とあるのは、「補助基準単価に延床面積を乗じて得た額から当該団体が受領する移転補償金等、又は保険金等により補てんされる金額を減じた額」と読み替え、3(3)の規定については適用しない。
- (5) 団体が所有する集会所が災害等により損壊したため保険金等を受けて、集会所を改修する場合 別表 2 集会所整備事業の項、補助率等の欄中、「1/2以内」とあり、「100万円」とあるのは、「補助対象経費から当該団体が受領する保険金等により補てんされる金額に補助率を乗じた額」と、補助対象経費等の欄中、「建築後10年を経過していない施設の改修及び第三者の故意に起因する施設の改修」を「第三者の故意に起因する施設の改修」と読み替え、(1)の規定は適用しない。

(事業計画)

- 第4条 この告示の適用を受けてコミュニティ施設の整備を行おうとする団体は、コミュニティ施設整備事業計画書(別記様式)を市長に提出しなければならない。 (その他)
- 第5条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(西条市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱等の廃止)

- 2 次に掲げる要綱等は廃止する。
 - (1) 西条市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱(西條市制定)
 - (2) 東予市コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱(昭和 50 年東予市訓令第 12 号)
 - (3) 丹原町コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱(平成8年丹原町訓令第6号)
 - (4) 集会所施設整備事業取扱要綱(昭和52年小松町告示第28号)附則(平成20年3月19日(要)告示第7号)
 - この告示は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成21年3月11日(要)告示第3号)
 - この告示は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成22年4月5日(要)告示第16号)
 - この告示は、平成22年4月5日から施行する。 附 則 (平成23年3月9日(要)告示第9号)
 - この告示は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 (平成24年4月5日(要)告示第16号)
 - この告示は、平成24年4月5日から施行する。 附 則 (平成26年3月10日(要)告示第3号)
 - この告示は、平成26年3月10日から施行する。 附 則(平成26年10月14日(要)告示第68号)
 - この告示は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(令和3年3月8日(要)告示第13号)
 - この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3章	条関係)						
補助対象		補助來	補助率等				
1 集会	(1) 認可		和 2 2 年法律	1 補助率			
所 新 築	第67	号)第260多	7/10以内				
事業	た地縁	による団体を	2 補助限度額				
	人自治	総合センター	1,500万円				
	という	。)のコミュニ	3 その他				
	認定を	・受けた集会剤	(1) 集会所の新築				
	その集	会所に必要と	に要する経費の				
	ただし	、補助対象と	補助対象経費は、				
	「査定	面積」という	おりとする。	補助基準単価に			
	受 益	木宁云硅	亚 光 三 兆	査定面積	延床面積を乗じ		
	戸数	**			て得た額を限度		
	25 戸	110 ㎡まで	225 戸まで	220 m²まで	とする。		
	まで			(2) 補助対象経費			
	50 戸	120 ㎡まで	250 戸まで	240 m²まで	に補助率を乗じ		
	まで				て得た額に1,0		
	75 戸	130 ㎡まで 275 戸まで 250 ㎡まで			00円未満の端		
	まで			数が生じたとき			
	100 戸	150 ㎡まで	300 戸まで	は、これを切り捨			
	まで				てる。		
	125 戸	戸 160 ㎡まで 325 戸まで 280 ㎡まで		280 m ² まで	(3) 1 集会所新		
	まで				築事業の項によ		
	150 戸	180 ㎡まで	350 戸まで	300 m²まで	り得た補助金額		
	まで				より自治総合セ		
	175 戸	190 ㎡まで	351 戸まで	310 ㎡まで	ンターが認定し		
	まで				た額が多い場合		
	200 戸	210 ㎡まで			は、同項の規定に		
	まで		かかわらず、自治				
		対象とする集	総合センターが 認定した補助対				
		ものとする。	象経費及び補助				
		造建築 (施設	金額をもって補				
		、屋根、階段	助対象経費及び				
	木材 	を使用した建	場所の類にする				

補助金額とする。

ただし、求められる強度、性能等により一部 代替材を使用する必要のある場合は、木造と みなす。 イ 建物の強度、性能等技術的な理由により木 造によることができない場合及び建築基準 法(昭和25年法律第201号)その他の関 係法令の規制を受ける場合は、コンクリート ブロック造、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造 によるもの。 (3) 集会所の新築に要する経費のうち、土地の取 得費、解体費及び外溝工事費は対象外とする。 (4) 新築に要する経費の補助基準単価は、前年度 補助基準単価に一般財団法人建設物価調査会 の建設物価指数の伸び率を乗じて得た額とす る。ただし、10円未満は切り捨てる。 (5) その他 ア 地域木材(県内の森林で伐採された原木又 は県内で加工した国産材をいう。)の使用に 努めること。 イ 集会所の完成後、速やかに保存登記を行う こと。 (1) 事業に要する経費が20万円以上であるこ 集会 (1) 補助率 2 所整備 1/2以内 (2) 他の助成制度の対象とならないものである 事業 (2) 補助限度額 こと。 100万円 (3) その他 (3) 集会所施設の改修に要する必要最小限の経 費とする。ただし、建築後10年を経過してい 補助対象経費に ない施設の改修及び第三者の故意に起因する 補助率を乗じて得 施設の改修に係る経費は対象としない。 た額に1,000円 (4) 施設の機能維持に必要な修繕又は施設の利 未満の端数が生じ 便性の向上に必要な改造に要する経費 たときは、これを切 り捨てる。 集会| (1) 事業に要する経費が10万円以上であるこ (1) 補助率 3 所 設 備 と。 1/2以内 整備事 (2) 備品1点の取得価格が1万円以上(1万円未 | (2) 補助限度額

नार	世の人のマナーマン世口11一体四上フェー	5 0 T H			
業	満のものであっても備品として管理すること	50万円			
	が適当と認められるものを含む。) であること。	(3) その他			
	(3) 他の助成制度の対象とならないものである	補助対象経費に			
	こと。	補助率を乗じて得			
	(4) 施設で使用する備品(その性質又は形状を変	た額に1,000円			
	えることなく長期間使用に耐える物)の購入に	未満の端数が生じ			
	要する経費	たときは、これを切			
		り捨てる。			
4 集落	(1) 事業に要する経費が10万円以上であるこ	(1) 補助率			
広 報 設	と。	1/2以内			
備整備	(2) 他の助成制度の対象とならないものである	(2) 補助限度額			
事業	こと。	50万円			
	(3) 有線放送設備の新設、改良又は補修に係るも	(3) その他			
	ので、アンプ、スピーカー、マイク、プレーヤ、	補助対象経費に			
	柱等に係る取付工事(配線工事を含む。)に要	補助率を乗じて得			
	する経費及び掲示板の新設、改良又は補修に要	た額に1,000円			
	する経費	未満の端数が生じ			
	(4) アンプ、マイク等は屋内に、スピーカー等は	たときは、これを切			
	敷地内(用地を地元で確保する場合を除く。)	り捨てる。			
	に設置すること。				

年度コミュニティ施設整備事業計画書

事業	美施行	自治会名								
代表者			住所							
事業種目										
工其	明の予算	Ė								
現沙	7									
事業効果及び事業の概要										
	工種	細	目	数量	単位	単位	画	É	含額	備考
事 業 明 細										
<u></u>	計									